

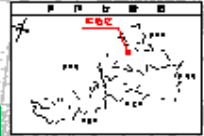
環境に配慮した事業の実施調書

事業名	経営体育成基盤整備事業（土地総）	事業箇所	岡保地区	検討委員会開催年度	平成25年度	担当課	農村振興課
事業期間	H22～H27	工事期間	H22～H27	事業状態	工事实施中	・ 工事完了	
環境配慮事項と環境影響の概要 (該当する環境配慮事項の具体的影響)		決定された環境配慮の措置内容 (左記の影響に対する措置内容)		左記に対する実施状況			
<p>1 野生生物への配慮</p> <p>(1) 農業水路の改修やファームポンドの造成に伴って、これら施工の範囲に生育する種（アゼホギリ、材アブノ、材アケキサ）の減少や、外来種の侵入および繁殖をまねくおそれがある。</p> <p>(2) 農業水路の改修により、現況の排水路に生息する魚類等（メダカ、カマナ、トブガイ等）の個体数が減少する。</p> <p>(2)(3) 排水路構造のフリーム化および管路化により、水生動物の生息環境の悪化が懸念される。</p> <p>(4) 小排水路との接続部の落差が、魚類等の移動を阻害する。また、農業水路の敷設により、両生類の移動が阻害される。</p> <p>2 自然景観への配慮</p> <p>(1) 施工後に無機質な建設資材が露呈することで、水田地帯としての景観が損なわれる可能性がある。</p> <p>3 大気環境等への配慮</p> <p>(1) 建設機械の使用に伴い、大気汚染が予想される。</p> <p>(2) 建設機械の使用に伴い、周辺地域に対して騒音や振動の悪影響が予想される。</p>		<p>1 野生生物への配慮</p> <p>保全指標種を選定するため、工事实施前に周辺の動植物の生態調査を行う。</p> <p>(1) 生態調査を行った後、施工範囲における生育種を精査して、保全の必要な種が確認されれば、適切な保全計画（移植等）を策定し、実行する。また、埋土種子の存在を想定して、掘削した土壌は元の場所に再利用する。搬入土および購入土は、表土として利用しない。</p> <p>(2) 施工前に、可能な限り採捕・採集を行って、適切な場所へ移動させる。</p> <p>(2)(3) 開水路（フリーム化）と管水路区間を整理し、開水路区間に魚類等が生息できる箇所の整備を検討する。</p> <p>(4) 魚道などの技術を用いて、接続部の落差の解消に努める。さらに、両生類の生息が確認されている場所を流れる農業水路には、個体の落下防止対策を施す。</p> <p>2 自然景観への配慮</p> <p>(1) 現場の状況に応じて、天然素材もしくはそれに準じた素材を利用する。また、素材の配色についても景観に配慮する。</p> <p>3 大気環境等への配慮</p> <p>(1) 排出ガス対策建設機械を使用する。</p> <p>(2) 低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。</p>		<p>1 野生生物への配慮</p> <p>保全指標種を選定するため、工事实施前に周辺の動植物の生態調査を実施した。</p> <p>(1) 生態調査の結果をもとに工法を決定し、工事实施前に移植等を実施し保全を行った。また、掘削した土壌は元の場所に再利用し搬入土および購入土を表土として利用していない。</p> <p>(2) 施工前に、採捕・採集を行い工事の影響のない場所へ移動させた。</p> <p>(2)(3) 開水路区間においてフリームの大きさを変化させることで魚類が生息できる箇所を確保した。</p> <p>(4) 水田と水路を魚道で繋ぐことで、落差解消および生態系の保全を検討している。水路に落下した生物が上へ上がるよう水路の配置を工夫してスロープを設置した。工事实施後の生態調査の結果、整備前に生息していた生物が確認され、元の環境に戻ってきている。</p> <p>2 自然環境への配慮</p> <p>(1) 集落に近い箇所には石材など天然素材の使用を検討した。</p> <p>3 大気環境等への配慮</p> <p>(1) 排出ガス対策建設機械を使用した。</p> <p>(2) 低騒音、低振動型建設機械を使用した。</p>			
添付図書	環境配慮実施状況の説明写真、図面等						

事業名	経営体育成基盤整備事業（土地総）	事業箇所	岡保地区	検討委員会開催年度	平成25年度	担当課	農村振興課
事業期間	H22～H27	工事期間	H22～H27	事業状態	工事实施中	・ <u>工事完了</u>	
環境配慮事項と環境影響の概要 (該当する環境配慮事項の具体的影響)			決定された環境配慮の措置内容 (左記の影響に対する措置内容)		左記に対する実施状況		
<p>4 水環境への配慮 (1)(2)施工時において、濁水が下流の水域に流出するおそれがある。</p> <p>(5)搬入土による土壌汚染が危惧される。</p> <p>5 省資源・省エネルギーへの配慮 (1)建設機械の運用に、多くの化石燃料が消費される。</p> <p>6 廃棄物の減量化とリサイクル推進への配慮 (1)(2)(3)排水路の整備に伴い、建設廃材の発生が予想される。</p> <p>7 歴史的・文化的環境への配慮 (2)埋蔵文化財のあることが周知されている箇所である。</p>			<p>4 水環境への配慮 (1)(2)降雨時の施工を極力避ける。濁水等が著しく発生する場合は、濁水処理設備を用いて、その抑制に努める。</p> <p>(5)事前に土壌分析を行って、成分を確認する。</p> <p>5 省資源・省エネルギーへの配慮 (1)低燃費を謳う建設機械の利用に努める。</p> <p>6 廃棄物の減量化とリサイクル推進への配慮 (1)(2)建設廃材を可能な限り再利用し、廃棄物の減量化を図り、環境負荷の低減に努める。</p> <p>(3)「廃棄物処理計画書」を作成し、廃棄物の発生抑制を図る。また、廃棄物の種類に応じて、分別、保管、収集運搬、再利用、中間処理、最終処分など適正な手法を検討する。</p> <p>7 歴史的・文化的環境への配慮 (2)事業実施にあたっては、文化財保護法第94条の1に基づき対応する。</p>		<p>4 水環境への配慮 (1)(2)降雨時の施工については極力避けた。</p> <p>(5)事前に土壌分析を行って、搬入可能か判断した。</p> <p>5 省資源・小エネルギーへの配慮 (1)低燃費を謳う建設機械を利用した。</p> <p>6 廃棄物の減量化とリサイクル推進への配慮 (1)(2)再利用可能な建設廃材については再利用を行った。</p> <p>(3)「廃棄物処理計画書」を作成し、廃棄物の発生抑制を図る。また、廃棄物の種類に応じて、分別、保管、収集運搬、再利用、中間処理、最終処分など適正な手法を実施した。</p> <p>7 歴史的・文化的環境への配慮 (2)事業実施にあたっては、文化財保護法第94条の1に基づき対応している。</p>		
添付図書	環境配慮実施状況の説明写真、図面等						



県営経営体育成基盤整備事業（土地総） 岡保地区



水田魚道



1-(4)



環境学習をかねた生物の採捕、移植

1-(2)

石積み水路



2-(1)



開水路区間における生息場所の確保

1-(3)

